the most beautiful villages in japan
中札内村は「日本で最も美しい村」連合に加盟しています。

なかさつない
農業委員会だより
HOKKAIDO NAKASATSUNAI

2026年
NO.51
令和8年9月

◎発行　中札内村農業委員会　〒089-1392　電話(0155)67-2498　FAX(0155)67-2156



十勝幌尻(ポロシリ)岳と豊かな大地

撮影：元中札内村地域おこし協力隊　町田　仁志 氏

Contents

主な記事

◆農業委員改選・就任あいさつ…… P２
◆新しい農業委員を紹介・退任委員へ感謝 …… P３
◆農業委員　各種担当…… P４
◆農地の贈与…… P５
◆新規就農者激励会・独身農業者の婚活を応援します！ …… P６



中札内村農業委員憲章

一、農業委員会は、
農業・農村の代表として、
食料・農業・農村基本計画の実現に努め、
国民の期待と信頼に応えます。

一、農業委員会は、
食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、
適正な農地行政に努め、
優良農地の確保と効率利用を進めます。

一、農業委員会は、
農地利用の最適化をめざし、
担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の
発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。

一、農業委員会は、
認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の
育成・確保と経営支援を強化し、
農業・農村の持続的発展に努めます。

一、農業委員会は、
暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、
活力ある農業と農村社会をめざします。

平成二十八年十月二十五日制定

農業委員が改選されました

会　長　　垰田 隆志 さん
職務代理者　柴田 稔博 さん

任期満了に伴い、６月４日の議会定例会で候補者13名が同意され、７月21日役場において川尻村長から委員へ辞令が交付されました。その後、第１回農業委員会総会にて会長に垰田 隆志さん、職務代理者に柴田 稔博さんが互選されました。総会では議席のほか担当地区などが決定され、新たな顔ぶれにより農業委員会がスタートしました。

就任のご挨拶



会長 垰田　隆志
（３期目・共栄）
新任

この度、七月二十一日に開催されました第一回農業委員会総会におきまして、会長に就任することになり、改めて責任と使命の重さを痛感し、身の引き締まる思いです。

今後三年間、農業者の皆様や農業委員各位のご理解とご協力のもと農業委員会活動の推進に努めて参りたいと考えております。

さて、昨今の農業を取り巻く環境は厳しい状況に直面しています。

世界情勢の激変により、肥料や飼料、燃料や生産資材まで価格高騰が高止まりとなり、更には異常気象で高温や豪雨が頻繁に起こるようになり、前例にない状況となっています。

これまで中札内農業は、畑作と畜産が協力し合い農業者の経営努力、各関係機関の連携のもと、約七千ヘクタールの豊かな農地を生かし、発展してきています。

このような中、私ども農業委員は農業者の生産基盤、財産である大切な農地を、一層の緊張感、そして平等性をもって法律に基づき取り扱わなければならないという責務を重く受け止めております。

農業委員一人ひとりが共通認識を持ちながら、時には厳しい判断もあると思いますが、農業者に寄り添いながら、中札内農業の更なる発展のために一丸となり、農業委員会の会長職を務めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



川尻村長から
辞令を受け取る委員

2026年 新体制スタート

任期：令和８年７月20日～令和11年７月19日

新しい農業委員を紹介！

７月21日に開催されました第１回農業委員会総会において、役職や地区担当などが決定しましたのでお知らせします。なお、今期は農振部会と農地部会の設置はせず（必要に応じて設置）、全員協議会での審議を行うこととしました。

※掲載順は、議席順



1番 柴田 稔博（2期目・中戸篤）
会長職務代理者



2番 佐藤 充孝（2期目・栄）



3番 山口 公雄（2期目・南1区）



4番 水崎 勝秀（3期目・西札内）



5番 森 淑嗣（1期目・元更別）



6番 内田 正樹（2期目・協和）



7番 大島 克仁（2期目・南常盤）



8番 島田 浩幸（1期目・栄）
農協推薦



9番 濵野 裕二（2期目・西戸篤）



10番 加茂 円裕（2期目・常盤）



11番 鈴木 聖子（2期目・西札内）



12番 岩崎 剛史（1期目・新生）

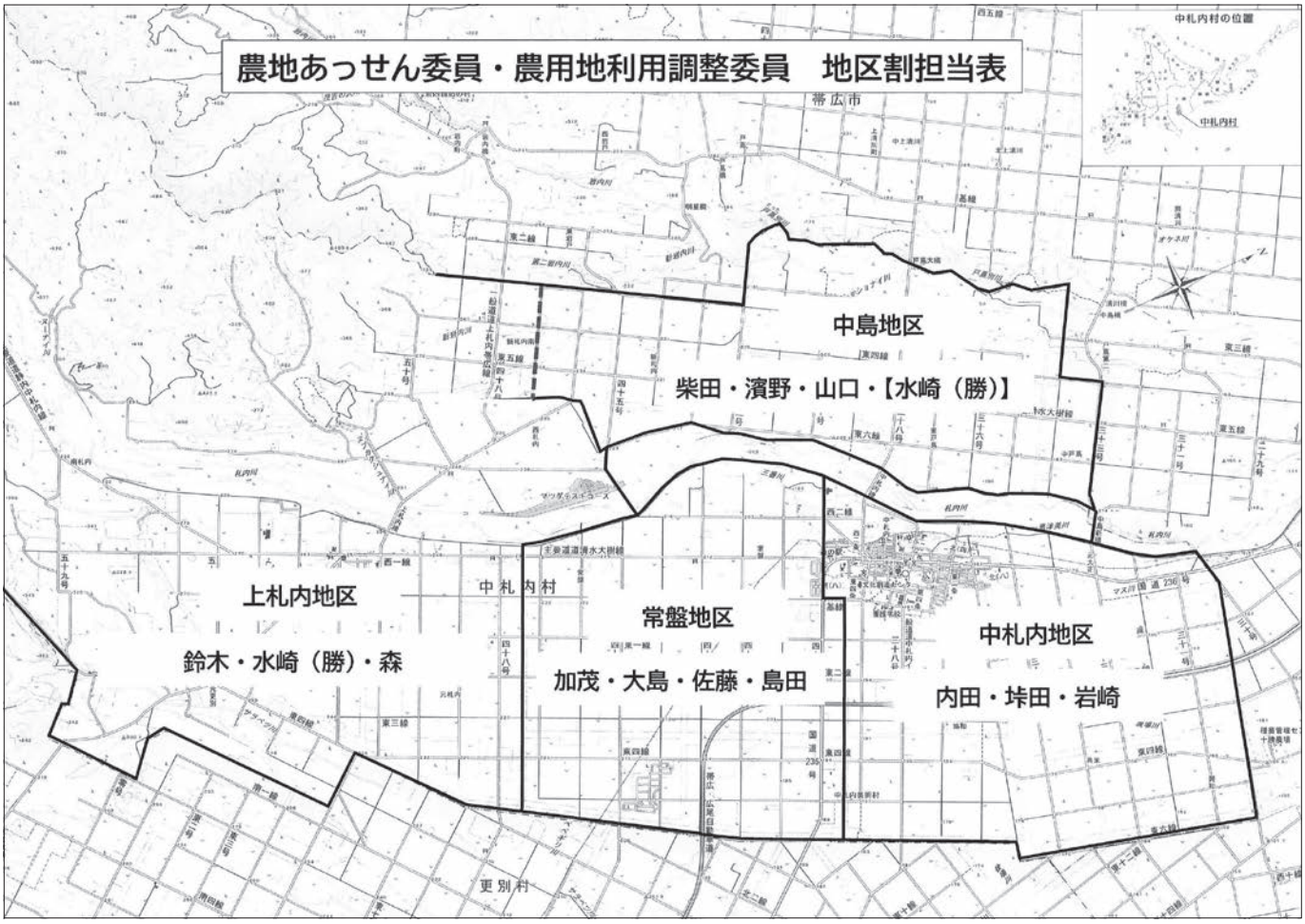
ありがとうございました

任期満了に伴い委員３名が退任

９月１日に役場において川尻村長から感謝状が贈呈されました。

○出羽　義幸さん
　前会長　委員　４期12年
　（うち、会長職３期９年）
○水崎　保好さん
　委員　４期12年
○八田　富雄さん
　委員　３期９年





各種委員会等の担当委員

各種委員会等	担当委員
大規模草地育成牧場運営審議会委員	水崎委員
農業担い手育成センター役員	垰田会長、柴田代理、島田委員、濵野委員
地域担い手育成総合支援協議会役員	垰田会長、柴田代理
広報委員会委員	柴田代理、佐藤委員、山口委員、森委員、 内田委員、鈴木委員、岩崎委員
互助会	加茂委員、大島委員

産業課から　耕種農家の皆様へ

堆肥の管理方法について

・臭気の飛散を最小限にするため、**できるだけ早く耕起してください。**
（堆肥を土に混ぜることによって、悪臭の飛散を抑制できます。）

・畑へ堆肥を移動させた場合、速やかに利用を図りましょう。降雨や融雪などにより、液汁等による**地下水の汚染や河川への流入を発生させないようにしてください。**また、河川や水路の近くで降雨が予想される場合の散布は控えてください。



農地の贈与について

通常、贈与税は暦年課税ですが、後継者に農地を贈与することを検討される場合、「相続時精算課税の特例」や「贈与税の納税猶予の特例」の制度（**受贈者が確定申告時期に税務署への届出が必要**）の選択がありますので、税理士などと早めに検討されることをお勧めします。

また、農地の贈与には農地法第３条の許可が必要となります。



農地と農地以外の地目が混在している場合は、農地面積を確定させるために、測量や分筆、農業委員会による地目の確認が必要となる場合があります。

経営継承
農地の贈与



通常の贈与（暦年課税）

1年間に贈与により取得した財産の価格の合計額から基礎控除額110万円（年間）を控除し、残額に応じた税率を適用して贈与税額を算出します。

※基礎控除額110万円（年間）を超えない贈与の場合、申告が不要です。

詳しくは
国税庁パンフ

◆「相続時精算課税制度」活用のポイント ※本村ではこの制度を利用する方が多いです

60歳以上の親から18歳以上の子・孫等への贈与

◎この制度を活用すると1年間に贈与により取得した財産の価格の合計から**基礎控除110万円（年間）が控除され**、更に累計2,500万円（複数年可）までの特別控除が適用されます。

控除額を超えた部分に対しては一律20％で贈与税が課税されます。

※基礎控除額110万円（年間）を超えない贈与の場合、申告が不要です。

◎贈与者が死亡した時には、贈与された農地と他の相続財産の合算（贈与時の価格）から**基礎控除額（贈与時）の合計を差し引いた額**に対して相続税が課税され、既に支払った贈与税があるときには、相続税から控除されます。

※この制度を活用した場合、暦年課税での贈与を受けることができなくなります。

◆「贈与税の納税猶予の特例」活用のポイント

農業を営んでいる親が、農地等の全部を後継者である子に生前一括贈与した場合、贈与者（親）が死亡するまで贈与税の納税を猶予し、贈与者が死亡した時には、贈与した農地を親から相続によって取得したものとみなし、相続税が課税される制度です。

◎贈与税が免除される前に、農地を売却したり転用したりすると、利子税とともに猶予された贈与税を支払わないといけなくなります。

中札内村農業担い手センターからお知らせ

産業課内　☎67−2495

独身農業者の本気の婚活を応援します！

本村で営農する独身農業者（後継者）に対して、婚活（イベント・アプリ・結婚相談所）に係る費用を上限５万円まで助成します。

お気軽にお問い合わせください。

おびしんキューピット

帯広信用金庫が開設している結婚相談所で、十勝管内在住者向けに、婚活支援事業を実施しています。

会員制で、プロフィールや結婚相手の希望条件、写真などを登録し、双方が会ってみたいとなれば、おびしんキューピット事務局が１対１のお見合いをセッティングしてくれます。また、最初のお見合いの際、名前等の個人が特定できる情報は明かされず、30分程度お話しした後、別室で事務局から交際を希望するか確認があります。双方が希望した場合、初めて名前等を教え合うといった流れになっており、プライバシーの面で気軽に参加することができます。



仮申込はこちらから!!

☎0155-67-7845（直通）

村の農業を支える新たな担い手

新規就農者激励会を開催

村農業担い手育成センターは６月30日、新規就農者激励会を開催しました。同センター理事長の川尻村長から「決して平坦な道ではない農業ですが、本村で新たな一歩を踏み出した皆様の若さ・情熱などの無限の可能性を信じ、今後村でもサポートをしたいと思います」と激励しました。

また、新規就農者を代表して大江裕樹さんは「本日のような皆様からのご支援に感謝し、心強くも感じています。このご恩をいち早く返せるように、これから努めてまいります」と決意を語りました。



過去の農業委員会だよりを QRコードから ご覧いただけます。

<農地に関する各種申請手続き>

毎月10日までにお願いします!

農業委員会では毎月1回（原則として月の25日前後）に総会を開催しています。農地の売買、貸し借り、転用等の申請をする場合は、毎月10日（休日の場合は前日）までに申請書を農業委員会へ提出してください

〈広報委員〉

委員長　柴田稔博
委員　佐藤充孝
委員　山口公雄
委員　森　淑嗣
委員　内田正樹
委員　鈴木聖子
委員　岩崎剛史

ご意見・ご感想などを是非お寄せください。

農業委員会だより第51号
発行　令和8年9月